

納付方法を確認しましょう

75歳以上の人と一定の障がいがあると認定された65歳以上の人人が加入する後期高齢者医療制度。今回は、保険料の納付方法や保険証の更新についてお知らせします。

保険料の納付方法

納付方法は年金の受給額や資格の取得時期などにより、「納付書」と「年金からの引き落とし」に分かれます(下表)。

年金からの引き落としとされる人には7月22日(水)に保険料額を振替で納付する人は7月15日(水)に、年金からの引き落としで納付する人には7月22日(水)に保険料額を振替で納付する人には7月15日(水)に決定通知書を発送します。

平成26年度中に、保険料の減額・変更などにより年金からの引き落としで納付する人には7月22日(水)に保険料額を振替で納付する人には7月15日(水)に決定通知書を発送します。

年金からの引き落としを希望する人は、7月31日(金)までに保険年金課(市役所1階)で納付方法変更の申し出と金融機関で口座振替の手続きをしてください。

10月の年金から引き落としが停止され、口座振替による納付に変更となります(これまでの納付状況などから、変更が認められない場合があります)。

納付が困難なときは相談を

後期高齢者医療保険料は、高齢者の医療を支えるため、所得に応じた公平な負担になっています。突然の収入の減少や病気などに

き落としが停止された人は、7月9月は納付書または口座振替による納付とされる人には7月15日(水)に決定通知書を発送します。

通知が届いたら、自分がいずれの納付方法に当てはまるのか確認してください。

年金からの引き落としを 口座振替に変更

年金からの引き落としを希望する人は、7月31日(金)までに保険年金課(市役所1階)で納付方法変更の申し出と金融機関で口座振替の手続きをしてください。

配達時に不在の場合は、7月26日(日)まで郵便局に一時保管されます。27日(月)以降は保険年金課で保管しますので受け取りに来てください。

現在持っている保険証は、有効期限が過ぎてから、個人情報に注意して廃棄するか、次の施設に設置された保険証回収箱へ返却してください。

よって納付が困難になつたときは、納付方法について相談してください。

保険証を一斉に更新

保険証を8月1日(土)に更新します。新しい保険証は7月10日(金)に簡易書留で発送されます。配達までに10日程度かかる場合があります。

1日に見直します。

市・県民税の課税所得が145万円以上の場合、医療機関窓口で

医療機関の窓口では、医療費の1割を負担することになります。

ですが、一定以上の所得がある人は3割負担になります。この負担割合は前年中の所得により毎年8月

1日に見直します。

市・県民税の課税所得が145万円以上の場合、保険年金課で

○年収383万円以上の被保険者で、同じ世帯の70~74歳の人を含めた収入額の合計が520万円に満たない人

○同じ世帯の被保険者の収入額の合計が520万円(同じ世帯で、

窓口での負担割合

の医療費負担が3割となります。ただし、次のどちらかに当てはまる人は、申請により1割負担になります。対象と見込まれる人には申請書を送付しますので、手続きをしてください。



平成27年度の保険料の納付方法

対象	納付方法
平成27年2月支給時の年金から引き落としで納付していた人	年金からの引き落としによる納付
平成26年9月までに年齢到達や転入などにより、新たに資格を取得し、年金から引き落とされる要件を満たす人	○7~9月は、納付書または口座振替による納付 ○10月からは年金からの引き落としによる納付
年度の途中で、保険料の減額や変更などにより、年金からの引き落としが停止された人	※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。
平成27年5月までに年齢到達などにより、新たに資格を取得し、年金から引かれる要件を満たす人	納付書または口座振替による納付
納付書または口座振替により納付していた人(年金から引き落とされる要件を満たさない人)	
平成27年6月以降に年齢到達などにより、新たに資格を取得した人	

*年金から引き落とされる要件は、年金受給額が年間18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が年金額の2分の1を超えない場合です